

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨における厚生年金保険料等に関する
納期限等の指定について (その 2)

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限については、平成 30 年 7 月 19 日厚生労働省告示第 274 号が公布・施行され、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域に所在する事業所等について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、本日、厚生労働省告示第 369 号が公布・施行され、延長後の納期限等は下記のとおりとなるので了知されたい。

記

1 延長後の納期限

平成 30 年 12 月 25 日

2 延長後の納期限が定められた対象地域

岡山県倉敷市真備町

3 対象となる保険料

平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 12 月 24 日までに納期限が到来する保険料等
(平成 30 年 6 月分から平成 30 年 10 月分までの保険料等)